

IV 関東森林管理局仕様書

1 総 則

- (1) この関東森林管理局造林事業仕様書(以下「作業仕様書」という。)は、請負実施に係わる造林関係の各作業種の一般的な作業仕様を示すものであり、請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、この作業仕様書に優先するものとする。

2 全 刈 地 拵

(1) 作業方法等

区域内の全面を対象に雑灌木、笹等を刈払い、末木枝条及び刈り払ったものを筋状に整理、集積するものとし、その方法は以下による。

- ① 刈払いは、地際より丁寧に行うものとする。
- ② 残存している立木については、保残するように表示したもの又は監督職員が保残するように指示したものを除き、全て伐倒するものとする。
- ③ 末木枝条、刈り払ったものや伐倒木(以下「末木枝条等」という。)は植付けに支障のないように処理することとするが、地に落ちつかないものは切断して、接地させ、滑落・移動等しないように安定させることとする。
- ④ 植付までの事業を同一の者が実施する場合で末木枝条等が少なく植栽に差し支えないと判断される場合は、部分的に集積又はそのまま存置することとして差し支えないが、それ以外の場合は、一定の植幅を確保して原則として等高線沿い(水平方向)に筋状に置くこととする。
- ⑤ 傾斜地等で集積物が崩れるおそれがある場合は、杭を打つ等の手段を施して棚積とする。
- ⑥ 植幅及び置幅は、別記特記仕様書のとおりとする。
- ⑦ 天然生稚幼樹で、監督職員が指示したものは全て保残する。
- ⑧ 複層林の下木植栽を予定している箇所については、上木の樹冠下及び管理路等を除いた箇所について上記に準じて行うこととする。

(2) 刈払機、チェーンソー作業における振動障害の予防

刈払機、チェーンソーによる振動障害を防止するため、厚生労働省において定め

る「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」（平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 2 号・別紙）及び「チェーンソー取扱い作業指針」（平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 1 号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

1 7 シカ防護柵作設（新 設）

（1）作設位置

作設位置は、測量杭又は図面に表示してある箇所とする。

（2）構造等

別紙特記仕様書の作設標準図及び材料表のとおり。

（3）作業方法等

- ① 支柱は、特殊ポリエチレン製、防腐剤を含浸塗布させた木材製とし、長さ 2. 7 m 以上で、相当程度の強度及び 5 年以上の耐久性を有するものとする。また、簡単に抜けたり倒れたりしないようにしっかりと地面に固定する。
- ② 支柱設置間隔の標準は 2 ～ 4 m とし、地形や勾配に応じて、その間隔を調整することとする。
- ③ 張りロープは $\phi 8$ mm 以上とし、シカ等がかかって暴れても切れない強度を有するものとする。
- ④ 押えロープは $\phi 8$ mm 以上とし、シカ等がかかって暴れても切れない強度を有するものとする。
- ⑤ ネットは網目 1 5 0 mm 未満の、耐光性、耐疲労性、強度に優れたものを使用することとし、接地部には必要に応じてもぐり込みを防ぐ折り返しを設けること。
- ⑥ 張りロープ及び押えロープはネットの上下段の編み目に完全に通し、支柱にしっかりと縛り付けること。
- ⑦ 接地部分は、押さえロープをアンカーピン等によって固定し、シカ等の潜り込みやネットのめくれを完全に防ぐこと。
- ⑧ 柵のできあがり寸法は、高さ 1. 8 m 以上とする。